

敦賀・美浜・若狭地区《税の情報誌》

知らなくちゃ! 税

第 29 号 / 2016 年 2 月



たたき網漁（若狭町）

若狭町鳥浜地区で11月下旬から行われる「たたき網漁」は、ラムサール条約に登録されている三方五湖の中の“三方湖”で行われる漁で、この地域の冬の風物詩となっています。水温が低下し、冬眠で湖底に潜んだ魚を青竹で水面を叩き驚かせ、仕掛けた刺し網に追い込んで捕る全国でも珍しい漁法で、3月末ごろまで行われます。

（写真提供：福井県観光連盟）



発行 敦賀税務連絡協議会

ホームページアドレス

<http://www.taxtsuruga.jp>

敦賀納税貯蓄組合連合会
敦賀青色申告会
公益社団法人敦賀法人会
敦賀間税会

北陸税理士会敦賀支部
敦賀小売酒販組合
敦賀商工会議所
わかさ東商工会

資料提供

敦賀税務署
福井県嶺南振興局
敦賀市 / 美浜町 / 若狭町

この社会あなたの税がいきている



自宅で作成！ 確定申告書

国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」

www.nta.go.jp 作成コーナー 検索



NEW!!

印刷して郵送等で
提出できます！

給与・公的年金収入のみの方

入力・作成が
より簡単に！

e-Tax (国税電子申告・納税システム) を利用して
税務署に送信 (申告) することもできます。



確定申告の相談は **2月8日(月)** から！

敦賀税務署の申告相談会場 (敦賀駅前合同庁舎4階) の開設日は、
平成28年2月8日(月) です。

2月5日 (金) 以前に、確定申告の相談を希望される方は、税務署 (3階) で相談
することができますが、限られた職員で対応しておりますので、お待ちいただく
場合があります。

申告と
納税は

所得税及び復興特別所得税・贈与税
3月15日(火) まで

消費税及び地方消費税 (個人事業者)
3月31日(木) まで

詳細については、税務署にお尋ねください。 敦賀税務署 0770-22-1010

「電話相談センター」、「タックスアンサー」をご利用ください

- 平成28年1月18日(月)から3月15日(火)まで、「確定申告電話相談センター」で確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。
敦賀税務署の代表電話(22-1010)にお電話いただき、自動音声案内に従い『0』を選択してください。
- 所得税や相続税のしくみなど、国税に関する一般的なご質問やご相談を希望される方は、自動音声案内に従い『1』を選択してください。「電話相談センター」(国税局税務相談室)へおつながします。
- 国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、税に関する身近な情報をお届けしています。携帯電話からも接続可能です(<http://www.nta.go.jp/taxanswer>)。

公的年金等を受給している方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときには、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

- ※ 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- ※ 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関することについてはお住まいの市町にお尋ねください。

復興特別所得税の記載漏れにご注意

確定申告書への記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

相続税

平成27年1月1日以降の遺産に係る 基礎控除額が引き下げられました

【改正前】

5,000万円＋
(1,000万円 × 法定相続人の数)

【改正後】

3,000万円＋
(600万円 × 法定相続人の数)

被相続人(亡くなられた方)から相続または遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額(3,000万円と600万円に法定相続人の数を乗じて算出した金額との合計額)を超える場合、相続税の申告をする必要があります。

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日(通常は、被相続人の死亡の日)の翌日から10ヶ月以内に、申告と納税をする必要があります。

詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

平成27年度 中学生の「税についての作品」入賞者

敦賀納税貯蓄組合連合会では、税についての理解と関心を深めていただくため、敦賀税務署管内の中学生を対象に「税についての作品」を募集しました。本年度は、作文、書道とポスター合わせて 995 点の応募があり、審査の結果、次の方が入賞されました。多数のご応募ありがとうございました。

ポスターの部

○敦賀税務署長賞

金森 悠花（美浜中学校 3 年）



○美浜町長賞

田辺 久実（美浜中学校 2 年）



○北陸納税貯蓄組合総連合会長賞

田邊 卓士（美浜中学校 2 年）



作文の部

○金沢国税局長賞

山本 結万（気比付属中学校 1 年）

○敦賀税務署長賞

藤田 菜緒（角鹿中学校 2 年）

堀田 咲来（松陵中学校 1 年）

○敦賀市長賞

小西 沙歩（角鹿中学校 3 年）

○若狭町長賞

五井 晴己（三方中学校 3 年）

○北陸納税貯蓄組合総連合会長賞

田村 滯（上中中学校 1 年）

○福井県納税貯蓄組合総連合会長賞

倉谷 和華（上中中学校 3 年）

○敦賀納税貯蓄組合連合会長賞

岩井 駿（角鹿中学校 1 年）

柿谷さつき（角鹿中学校 1 年）

○敦賀青色申告会長賞

竹阪 茜（松陵中学校 1 年）

和田 早織（松陵中学校 1 年）

○公益社団法人敦賀法人会長賞

岡野 七映（上中中学校 1 年）

山岸 愛奈（松陵中学校 1 年）

○敦賀間税会長賞

忠地 一樹（角鹿中学校 2 年）

橋本ひまり（松陵中学校 2 年）

○敦賀納税貯蓄組合連合会長佳作

杉本 陽菜（松陵中学校 1 年）

埜村 歩聖（栗野中学校 1 年）

平澤 優奈（角鹿中学校 1 年）

松田 一咲（上中中学校 3 年）

山崎 裕貴（上中中学校 3 年）

未来へ命をつなぐ税

敦賀気比高等学校

付属中学校 1 年 山本 結万

私は、知らなかったです。税の種類が約 50 種類もあることを…。しかも、その税を納める先が国、県、市町村にわかれていたことも。恥ずかしいですが、私が知っているのは 10 種類も満たなかったです。その中でも私に一番身近なものは、消費税です。これは、商品を購入した時に私の意志にかかわらず払っているの、残念ながら納税をしている感覚がありません。これらの多種多様な税は、どのように使われているのでしょうか？

私の身近に、最近赤ちゃんを産んだ方がいます。その方が「赤ちゃんが 1 歳前後は、予防接種の嵐だよ。」と言っているのを思い出しました。この予防接種も税のおかげで無料で私は受けることができます。そのかいがあって、私は今まで大きな病気ひとつしていません。幼稚園の年中から今まで、ずっと皆勤賞です。これも赤ちゃんの早い時期から、予防接種を受けさせていただいたおかげだと改めて気づき感謝しました。私も将来、親になり、また自分の子供に予防接種を受けさせて、いろいろな病気から子供を守ろうと思います。そしてまた、その子供も自分の子に受けさせる…このように次の世代の命につながっていくのです。税がなかったら、皆が健康で明るい未来が築けません。国の発展が遅れている所では、予防接種のワクチンが手に入らず、1 日 4 千人もの子供の命が失われているという話を聞いた事があります。こういう話を聞くと税で予

防接種を受けることができる私達は、すごく恵まれて幸せな事だと思いました。

私に深く関係する税は、予防接種だけではなく、学校や図書館という公共施設にも使われています。それらにある備品や本、私達が使用している教科書も税でまかなわれています。医療のように直接命に係わる訳ではないけど、教育があるからたくさんの事を学び、いろいろな職に就くことができ、その働きに応じて給料をもらい、しっかりと税も払うことができるのです。そして納税のおかげで、私達の快適な生活が成り立っています。このサイクルは、税がなかったらできないものです。そう考えると、痛くて嫌な予防接種も、難しい事が書いてある教科書も、坂道がしんどい通学路も、全部税でつくられていて、嫌うどころか感謝すべき物で街中あふれている事に気付かされました。消費税がどんどん上がり、文句を言っていた自分が恥ずかしいです。自分や自分の子供達が将来、生活していくのに困らないように税は、きちんと使われています。

私達が大人になり、今度は税を納める側になって、次の世代に税の大切さを少しでもわかってもらえるよう一人一人が努力しなければいけません。そして世界中の子供達が日本のように予防接種や教育を普通に受けて、命が永遠につながる社会になる事を願います。

書道の部

○福井県知事賞

竹島 優希

(気比中学校 3 年)

○敦賀税務署長賞

釜谷 理永

(粟野中学校 3 年)

○北陸納税貯蓄組合

総連合会長賞

小泉奈津妃

(気比中学校 3 年)

○敦賀納税貯蓄組合

連合会長佳作

馬野ひかり

(美浜中学校 2 年)

杉原 真寛

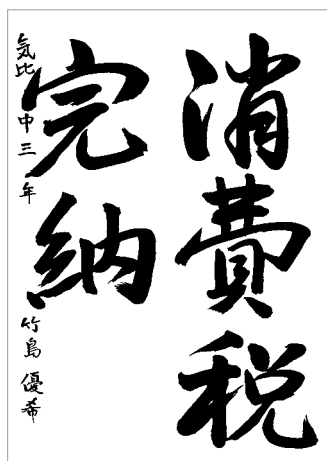
(松陵中学校 2 年)

野村 美巴

(松陵中学校 2 年)

芳村萌々子

(粟野中学校 2 年)



平成 27 年度 高校生の税に関する 作文入賞者

国税庁が募集する「税に関する高校生の作文」には、敦賀税務署管内の高校生から
297 点の作品が寄せられました。ご応募ありがとうございました。

敦賀税務署長賞

「「税」を納めるということ」 上嶋 杏南(敦賀高等学校 2 年)

「惟る」 鈴木 青空(敦賀高等学校 2 年)

敦賀納税貯蓄組合連合会

- ・納税資金の備蓄
- ・振替納税又は
ダイレクト納付の利用



消費税期限内納付運動実施中!

消費税の納税は期限内に

- 消費税は、消費者からの預かり金的性格を有する税です。事業資金とは区別して納税資金の備蓄をし、納期限までに確実に納税しましょう。
- 消費税の納税は、指定預貯金口座からの振替納税やダイレクト納付が便利で安全です。

※ダイレクト納付とは

電子納税の一種ですが、インターネットバンキングの契約が不要で、期日を指定して納付することができます。

また、毎月の源泉所得税や法人事業者の法人税・消費税などの納付にもご利用できます。

詳しくは、税務署又は最寄りの金融機関の窓口にお尋ねください。

★ 納税貯蓄組合は、納税資金の備蓄と国税、地方税の期限内納付を促進することを目的とする団体です。

納税は安全・便利で確実な口座振替で!

ご利用に当たっては、「預金口座振替依頼書」の提出が必要です。
(ただし、過去に提出済の方は改めて提出する必要はありません。)

平成 27 年分確定申告は

申告所得税及び復興特別所得税の場合

3月15日(火)が納付期限ですが 振替納税を利用すると
4月20日(水)にご指定の口座から振替納付されます。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の場合

3月31日(木)が納付期限ですが 振替納税を利用すると
4月25日(月)にご指定の口座から振替納付されます。

(注) 預貯金の不足等で振替できなかった場合、納付期限の翌日から納付日まで延滞税がかかります。

社会保障・税番号制度

個人番号(マイナンバー)の記載は平成28年分の確定申告書から

- 今回の確定申告で提出される平成27年分の確定申告書(所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税)には、個人番号の記載は不要です。平成28年分以降の確定申告書の提出の際には個人番号の記載と本人確認書類(例1:個人番号カード、例2:通知カードと運転免許証など)の提示又は写しの添付が必要となりますのでご注意ください。
- 平成28年1月1日以降、**個人番号の記載が必要となる申請書や届出書**の提出の際には、個人番号の記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となりますのでご注意ください。

■ 社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせは

- 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
(マイナンバー)
- コールセンター **0120-95-0178**
平日 9時30分～22時00分 土日祝 9時30分～17時30分(年末年始を除く)

■ 国税に関する社会保障・税番号制度(法人番号を含む)の最新情報はこちら

国税庁ホームページのトップページ上段の  をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

最新情報は、随時更新しますので、お知らせコーナーをご覧ください。

消費税適正申告・完納宣言

敦賀税務連絡協議会は、平成27年11月13日、敦賀税務署において「消費税適正申告・完納宣言式」を挙行了しました。宣言は、平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に改正され、平成29年4月から10%へ引き上げられることを契機に、協議会を構成する8団体の長から敦賀税務署長に対して行われたものです。

その内容は、『事業者自身が消費税の重要性を十分理解し、増税分の価格転嫁を適正に実施の上、消費税申告を適正かつ期限内に行うとともに、納付についても期限内納付を行うことは、顧客からの信頼を得る上でも重要であり、一般消費者からの信頼を得ること及び各会員が敦賀税務連絡協議会の一員として社会に貢献できる。』として、『消費税の適正申告・完納推進ステッカー』を作成し、各会員へ配付することにより、各会会員と各会活動の活性化を支援するものです。



税についてのご相談は 税理士に



地域社会に貢献し、ともに歩む税理士会

氏名	事務所所在地	電話番号	氏名	事務所所在地	電話番号
中村 藤夫	敦賀市津内町	22-1343	森 輝夫	敦賀市神楽町	25-7770
田中 信幸	敦賀市新松島町	25-8585	渡辺 征二	敦賀市結城町	20-0116
竹長 徹	敦賀市中央町	24-0855	安久 彰	敦賀市開町	23-0525
山形 晃	敦賀市三島	22-2511	松崎 利夫	敦賀市本町	22-0157
濱本 幸雄	敦賀市鞠山	22-2848	辻 達博	敦賀市中央町	21-1355
古坂 貴司	若狭町飯屋	62-2218	中村 淳	敦賀市津内町	22-1343
本川 芳宏	敦賀市相生町	21-3307	加藤 智二	敦賀市本町	22-0157
荒本 一俊	敦賀市本町	23-2666	森口 春幸	敦賀市結城町	20-0116
橋本 佳和	敦賀市木崎	23-0215	中山 忠芳	敦賀市開町	23-3426
竹長 妙	若狭町鳥浜	45-3855	山形晃士郎	敦賀市三島	22-2511
金森 文質	敦賀市本町	22-0157	竹内 収平	若狭町持田	64-1885
田邊 繁雄	敦賀市中央町	24-0855	藪原 孝夫	敦賀市樫曲	22-4099
林 智勇	敦賀市川崎町	23-3525	税理士法人竹長会計	敦賀市中央町	24-0855
税理士法人 TACT	敦賀市結城町	20-0116	税理士法人中村会計	敦賀市津内町	22-1343
敦賀中央税理士法人	敦賀市本町	22-0157	税理士法人竹長会計わかさ事務所	若狭町鳥浜	45-3855
敦賀中央税理士法人森事務所	敦賀市神楽町	25-7770			

毎年 2月 23日は税理士記念日です。
プラザ萬象において無料申告相談会を開催いたします。

場 所	開 催 日	開催時間	主 催
プラザ萬象第3会議室(敦賀市)	平成28年2月23日(火)	9:30 ~ 16:00	北陸税理士会敦賀支部

無料税務相談所のお知らせ

北陸税理士会では、下記の要領で無料税務相談を実施しています。

※ご希望の方はあらかじめお電話にてご予約ください。

と き 毎月第1・3水曜日(1月～3月と祝日は除く)、13時～16時の間で、1人30分以内

ところ 福井県税理士会館(福井市日之出5丁目14-25)

電 話 0776-52-0510

内 容 ・一般納税者対象の税務相談 ・小規模事業者対象の記帳指導 ・決算指導 など

手書き記帳の方 パソコンで青色申告ははじめませんか？

パソコン用会計ソフト ブルーリターン A

5つの特徴

- ①税制改正にも安心のバージョンアップ
- ②初めての方でも安心！充実機能で使いやすい！
- ③青色申告特別控除 65 万円の適用
- ④かんたんイータックス送信機能搭載
- ⑤青色申告会事務局がサポート

無料体験版を今すぐダウンロードできます

<http://www.bluereturna.jp> ブルーリターン A

本体価格 18,000 円（税別）

保守料 3 年分 9,000 円（税別）

合計価格 27,000 円（税別）

対応 OS Windows10 / Windows8.1 / Windows8 / Windows7 / WindowsVista

白色申告の方 青色申告をはじめませんか？

平成 26 年 1 月から、事業所得等を有するすべての方に、記帳・帳簿等の保存制度が義務付けられました。この機会にぜひ、税法上色々な特典のある青色申告をされることをお勧めします。

青色申告会では、記帳や青色申告の仕方について、会員の方向けの相談を行っておりますので、お気軽にご連絡ください！

■お問い合わせ先：敦賀青色申告会事務局（神楽町 2-1-4 敦賀商工会議所内 TEL：0770-23-6794）

敦賀商工会議所

敦賀商工会議所は地域で頑張る皆様をサポートします！

売上を増やしたい
経営を改善したい…

資金繰りが
厳しい…

独立開業したい、
お店を始めたい…

専門家に無料で
相談したい…

まずは私たち敦賀商工会議所にご相談ください！！

創業、経理、資金繰り、税務、労務、人材育成、各種法律、販路開拓、事業承継など、経営に関するお悩みがございましたら、私たちにご相談ください！

（相談無料・秘密厳守）

■お問い合わせ先：敦賀商工会議所 中小企業相談所

TEL: 0770-22-2611 FAX: 0770-24-1311 E-mail: tcci_soudan@tsuruga.or.jp URL: <http://www.tsuruga.or.jp>

敦賀小売酒販組合

下記のビール共通券は2016年（平成28年）3月31日に有効期限を迎えます。お持ちのビール共通券をご確認いただき、有効期限内にお使いいただくようお願いいたします。なお、有効期限を経過すると、無効になりますのでご注意ください。



敦賀間税会

敦賀間税会では「税を考える週間」行事として、今年も「体験型校外税金教室」を実施しました。昨年11月16日に敦賀北小学校5年生を敦賀税務署に迎え、まずはじめに税金の仕組みや税金がいかに生活と密着しているかの講義を受けました。その後、敦賀港へ移動し、停泊中の敦賀海上保安部巡視船「えちぜん」に乗船しました。操舵室を見学したり、海上保安部の方に潜水用装備の説明を受けるなど、税金がいろいろなところで役立っていることを勉強しました。

また、11月9日・11日には毎年恒例となっている「世界の消費税」クリアファイルを敦賀市・美浜町・若狭町それぞれの教育委員会へ贈呈しました。

当間税会では、今後も積極的に税をアピールする活動を推進していきます。



巡視船「えちぜん」



操舵室を見学



潜水用装備について勉強



敦賀税務署での授業



「世界の消費税」クリアファイルを贈呈

あなたの経営をサポートします！

「経営発達支援計画」の認定を受けました。(H27.11)

行政や金融機関等と連携しながら、創業、事業継承、経営革新など持続的な経営に向けた支援を行います。

「小規模事業者の経営課題の解決・経営力向上を支援！」

巡回、窓口相談・各種セミナー・専門家派遣を実施しています。

「全国商工会連合会推奨経理ソフト「ネット de 記帳」の導入支援！」

インターネットを利用した安心・楽々な経理システムです。導入からサポートまで丁寧にサポートします。

経営に関してお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

■お問い合わせ先：わかさ東商工会（本所）0770-45-0222（美浜支所）0770-32-0121（上中支所）0770-62-0088

福井県からのお知らせ

今回は県税の中で、皆様になじみの深い自動車税についてのお知らせです。

自動車税は、原則として毎年4月1日現在の自動車の所有者にかかる税金です。県税の対象となるのは、乗用車、トラックなどで、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車および大型特殊自動車は除かれます。

「なるほど！自動車税のQ&A」

◎引越をしたのですが、どのような手続きが必要ですか？

① 運輸支局で車検証の住所変更登録を行ってください。

自動車税の納税通知書は、原則、その年の4月1日時点で車検証に登録されている住所に送付されます。

たとえ住民票を変更したとしても、車検証の登録を変更しない限り、納税通知書の住所は変更されません。

やむを得ない理由がある場合は、福井県嶺南振興局税務部までお問い合わせください。



◎個人の間で自動車を譲り渡すときはどのような手続きが必要ですか？

① 自動車を知人などに譲り渡すときは、必ず運輸支局で移転（名義変更）登録をしてください。移転登録をしないと、いつまでもあなたに自動車税が課税されることになります。

移転登録が譲り渡し後になる場合でも、後日相手に必ず確認するようにしてください。

◎今年の12月に友人の自動車を譲り受けて名義変更を済ませましたが、友人は今年の自動車税を払っていませんでした。翌年2月に車検が切れますが、車検を受けられますか？

① 車検を受けるためには、自動車税の納税証明書が必要です。

他人に課税された税金であっても、譲り受けた自動車にかかる税金が完納されない限り車検は受けられません。

自動車を譲り受けるときは、必ず納税の有無を確認しましょう。

◎車検が切れて使用しなくなった自動車を持っていますが、どうしたらよいですか？

① すぐに運輸支局で抹消登録をしましょう。

車検が切れても運輸支局に登録が残っていると、その後もずっと自動車税が課税されたままになります。

◎障害を持っている人に対する自動車税の減免制度とは？

① 県では、一定の要件に該当する身体障害者、知的障害者および精神障害者の方などが日常生活を営む上で不可欠な自動車について、自動車税および自動車取得税を減免しています。

自動車税の納税通知書が届きましたら、納期限までに減免申請の手続きをしてください。新たに身体障害者等となられた方については随時申請を受け付けています。

お問い合わせ先

【自動車税について】

福井県嶺南振興局税務部 小浜市速敷1丁目101 TEL：0770-56-2223、2222

【自動車の登録手続きについて】

中部運輸局福井運輸支局 福井市西谷1丁目1402 TEL：050-5540-2057（テレホンサービス）

※なお、軽自動車税については、お住まいの市町にお問い合わせください。

軽自動車税 税率改正のお知らせ

平成 28 年度課税から軽自動車税の税率が変更されます。

原動機付自転車・軽二輪・小型特殊自動車等

平成 28 年度課税から次の車種について新税率が適用されます。

車種区分		税 率（年税額）	
		平成 27 年度まで	平成 28 年度から
原動機付自転車	排気量 50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超～ 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超～ 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽二輪（125cc 超～ 250cc 以下）		2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車（250cc 超）		4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,000 円
	その他	4,700 円	5,900 円

四輪及び三輪の軽自動車

- (1) 平成 27 年 4 月 1 日以降に新規検査を受けた車両は、下記表 ① 欄の税額となります。
- (2) 最初の新規検査から 13 年を経過した車両は環境負荷が大きい、グリーン化を進める観点から重課が導入され、下記表 ② 欄の税額となります。（ただし、動力源または内燃機関の燃料が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の電気自動車及び被けん引車は重課の対象外です。）

車 種 区 分			税 率 （年税額）		
			平成 27 年 3 月 31 日ま でに新規検査をした車両	① 平成 27 年 4 月 1 日 以降に新規検査を 受けた車両	② 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (重課対象車)
四 輪	乗 用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
三 輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円

公益社団法人 敦賀法人会

敦賀法人会は次代を担う青少年の租税教育の推進と
地域社会の健全な発展と活性化に貢献することを目的として活動を展開しております。

租税教育活動(税金教室)

次代を担う子供たちに税の大切さを少しでも理解してもらうため、青年部
が中心となって、管内 14 校の小学 6 年生を対象に税金教室を行いました。



野木小学校



松原小学校



瓜生小学校



三方小学校



「税に関する絵はがきコンクール」作品展



青年部会 県外研修会



女性部会コンサート



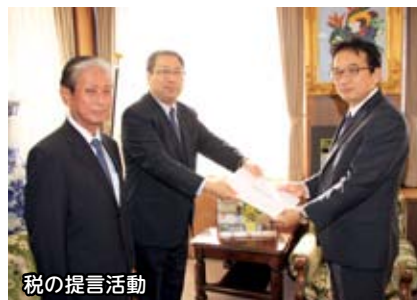
「税に関する絵はがきコンクール」審査会



記念講演会



女性部会研修会



税の提言活動

会員ふれあい県外研修



くみひも作り体験



大覚寺にて法話



梁山泊のご主人と

新規会員募集中!!

敦賀市神楽町 2 丁目 1-4 (商工会館ビル 3F)
TEL : 0770-25-4700